

天神川氾濫災害補償要領・同細則・同取扱い

(2重枠内：要領、枠内：細則、枠外：取扱い)

(趣旨)

第1条 この要領は、令和5年5月8日に発生した天神川氾濫災害（以下「本件災害」という。）により生じた損害等に対する補償について、必要な事項を定める。

(定義)

- 第2条** 「建物」とは、屋根、柱、壁を有する建築物で、居住用、営業用又は物の保管用等に供し、又は供することができる建築物をいい、建築設備を含むものとする。
- 2 「屋外設備」とは、エアコン及び給湯器をいう。
 - 3 「工作物等」とは、塀、簡易な物置、敷砂利及び庭土その他の工作物並びに工作用の機械及び営業用設備その他の機械設備をいう。
 - 4 「家財」とは、生活用具として所有している家庭用品、自転車、電化器具及び什器その他の耐久消費財並びに衣類及び靴その他の生活用の消耗品をいう。
 - 5 「営業什器備品」とは、営業用に使用されている机、椅子及びコンピューター機器等をいう。
 - 6 「営業用商品等」とは、現に販売の目的物として保管されているもの等をいい、仕掛品、原材料及び包装資材を含むものとする。
 - 7 「自動車等」とは、自動車、自動二輪車、原動機付自転車及び建設機械をいう。

(補償を求めることができる者)

第3条 この要領に基づく補償を求めることができる者は、原則、天神川堤防決壊被災箇所調査票（以下「調査票」という。）により、本件災害に係る損害等を令和6年5月8日までに兵庫県へ申し出た者とする。

(個別払いの原則)

第4条 補償は、原則として前条に定める者に対して行う。

(補償の方法)

第5条 補償は、金銭をもってするものとする。

(補償の対象となる損害等の額)

第6条 補償は、原状に修復するのに必要な費用を基本とし、次条から第20条までによって算定された損害の額（以下「損害額」という。）をもって行うものとする。

(損害額の算定の時期)

第7条 損害額は、原則として本件災害の発生時の価格によって算定するものとし、これにより難い場合は適正な時点の価格によって算定することができるものとする。

(損害額の範囲)

第8条 損害額を算定するにあたっては、調査票により申し出のあった損害等のうち、本件災害と因果関係を有すると認められる損害等とする。

(損害等の調査及び認定)

第9条 損害等の調査は、調査票により申し出のあった損害等について、被災状況の現地確認、聞き取り調査等を実施し、その結果に基づき前条に定める範囲の認定を行うものとする。

(建物の損害額の算定)

第10条 建物の損傷等による損害額の算定は、当該建物の種類、用途、使用状況、損傷の発生箇所等の諸事情を踏まえ総合的に勘案して行うものとする。

細則第1 要領第10条（建物の損害額の算定）は、次により算定する。

公共用地の取得に伴う損失補償基準に基づき、補償金を算定する際に用いる基準（以下「損失補償基準」という。）による「損失補償算定標準書」等に則して、損害額を算定する。

ただし、領収書等の金額が、上記の損害額と比較して妥当と認められる場合は、領収書等の金額とする。

なお、妥当性の判断が困難な場合、専門業者の意見を聴取する（以下、同様の扱いとする。）。

○ 要領第10条 細則第1（建物の損害額の算定）関係取扱い

（1）算定例

算定対象（和室6畳（面積10.0m²）の床取替え補修）

（各単価は、損失補償算定標準書 工損（単価編）令和4年度版より採用）

① タタミ敷 撤去	730円×6枚=4,380円
② 下地板 撤去	490円×10.0m ² =4,900円
③ タタミ敷 新設	14,200円×6枚=85,200円
④ 下地板 新設	4,450円×10.0m ² =44,500円
⑤ 小計 ①+②+③+④ (=純工事費) =	138,980円
⑥ 諸経費（純工事費×諸経费率34.5%） ÷	47,900円
補修費=⑤+⑥+撤去物処分費等	

（2）使用単価の出典

・ 損失補償算定標準書 工損（単価編）令和4年度版	〈近畿地区用地対策連絡協議会〉
・ 月刊 建設物価 2022.1	〈(一財) 建設物価調査会〉
・ 季刊 建築コスト情報 2022.冬	〈(一財) 建設物価調査会〉
・ 季刊 建築施工単価 2022.冬	〈(一財) 経済調査会〉
・ 積算資料ポケット版 リフォーム編 2022	〈(一財) 経済調査会〉
・ 積算ポケット手帳 2022.建築編	〈(株) 建築資料研究社〉
・ 積算ポケット手帳 2020-21.設備編	〈(株) 建築資料研究社〉
・ 積算ポケット手帳 2022-23.外構編	〈(株) 建築資料研究社〉
・ 積算資料ポケット版 住宅建築編 2021	〈(一財) 経済調査会〉
・ その他カタログ等	

（3）諸経費

諸経费率については、損失補償基準による「地盤変動影響調査算定要領」別表 諸経费率を準用し、純工事費に応じた率を採用する。

（4）消費税等相当額

消費税等相当額については、被補償者ごとに損失補償基準による「消費税等相当額補償の要否判定フロー（標準）」を用いて消費税等相当額補償の要否判定を行い、その結果に応じて計上する。（要領第11条から第16条まで、第17条の一部、第19条及び第20条も同様の取

扱いとする。)

(床上・床下の土砂撤去等の損害額の算定)

第11条 床上・床下の土砂撤去等による損害額の算定は、当該建物の種類、用途、使用状況、床上・床下土砂の状況等の諸事情を踏まえ総合的に勘案して行うものとする。

細則第2 要領第11条(床上・床下の土砂撤去等の損害額の算定)は、次により算定する。

専門業者の見積により、損害額を算定する。

ただし、領収書等の金額が、上記の損害額と比較して妥当と認められる場合は、領収書等の金額とする。

(屋外設備の損害額の算定)

第12条 屋外設備の損傷等による損害額の算定は、当該屋外設備が修理可能かつ修理費が交換価格相当額を超えない場合は修理費をもとに行うものとする。

2 当該屋外設備が修理不可能である、又は修理費が交換価格相当額を超える場合にあっては、交換価格相当額をもとに行うものとする。

細則第3 要領第12条(屋外設備の損害額の算定)は、次により算定する。

1 修理の場合

専門業者の見積により、損害額を算定する。

ただし、領収書等の金額が、上記の損害額と比較して妥当と認められる場合は、領収書等の金額とする。

2 交換の場合

専門業者の見積を再調達価額と認定し、次式により算定する。

・交換価格(時価)=再調達価額×現在価値率

・交換価格相当額=交換価格(時価)+撤去・設置・処分費用等

ただし、領収書等の金額が専門業者の見積と比較して妥当と認められる場合は、領収書等の金額をもって再調達価額と認定する。

○ 要領第12条 細則第3(屋外設備の損害額の算定)関係取扱い

(1) 現在価値率

経過年数が不明、又は耐用年数超過の場合であっても、十分な管理が施されておれば、現在価値率=残価率50%と見做す。

計算式 現在価値率=100% - {(100%-最終残価率10%) ÷ 耐用年数 × 経過年数}

(参考)【保険価額評価の手引き】「建物の残価率」より引用

十分な管理が施されている場合には、定額法による残価率が再調達価額の50%以下になったものでも、その実情により現在価額を再調達価額の50%程度あるものとみることができる。

(2) 算定例

算定対象(セパレート型・エアコン暖冷房除湿型・冷房能力2.2kw(6畳用)の場合)

領収書記載金額 (①本体価格60,000円(再調達価額)

耐用年数 13年(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号))

経過年数 7年(調査結果)

現在価値率 51.56%

算定式 ②交換価格（時価） = ①再調達価額 × 現在価値率
 $= 60,000\text{円} \times 51.56\% = 30,936\text{円}$

交換価格相当額 = ② + 取付費 + 取外費 + 処分費

経過年数 1年…93.08%
経過年数 3年…79.24%
経過年数 5年…65.40%

(工作物等の損害額の算定)

- 第13条** 工作物等の損傷等による損害額の算定は、当該工作物等が修理可能でかつ修理費が交換価格相当額を超えない場合は修理費をもとに行うものとする。
- 2 当該工作物等が修理不可能である、又は修理費が交換価格相当額を超える場合にあっては、交換価格相当額をもとに行うものとする。
 - 3 当該工作物等が原状に修復できない場合にあっては、交換価格相当額をもとに行うものとする。

細則第4 要領第13条（工作物等の損害額の算定） は、次により算定する。

- 1 修理の場合
 専門業者の見積により、損害額を算定する。
 ただし、領収書等の金額が、上記の損害額と比較して妥当と認められる場合は、領収書等の金額とする。
- 2 交換の場合
 専門業者の見積を再調達価額と認定し、次式により算定する。
 - ・交換価格（時価） = 再調達価額 × 現在価値率
 - ・交換価格相当額 = 交換価格（時価） + 撤去・設置・処分費用等
 ただし、領収書等の金額が専門業者の見積と比較して妥当と認められる場合は、領収書等の金額をもって再調達価額と認定する。
- 3 原状に修復できない場合
 敷砂利、庭土等は、現在価値率を考慮しないため、再調達価額を交換価格（時価）とする。

○ 要領第13条 細則第4（工作物等の損害額の算定）関係取扱い

(1) 現在価値率（ネットフェンスの場合）

屋外設備と同様に、経過年数が不明、又は耐用年数超過の場合であっても、十分な管理が施されておれば、現在価値率 = 残価率50%と見做す。

計算式 現在価値率 = $100\% - \{(100\% - \text{最終残価率}20\%) \div \text{耐用年数} \times \text{経過年数}\}$

(2) 算定例

算定対象（ネットフェンス 高さ80cm・菱型金網2.0mの場合）

専門業者の見積金額 (①本体価格5,380円 × 2.0m = 10,760円 (再調達価額))

耐用年数 18年 (減価償却資産の耐用年数等に関する省令 (昭和40年大蔵省令第15号))

経過年数 15年 (調査結果)

現在価値率 33.40% → 50.00%

算定式 ②交換価格（時価） = ①再調達価額 × 現在価値率
 $= 10,760\text{円} \times 50.00\% = 5,380\text{円}$

交換価格相当額 = ② + 設置費

(家財及び営業什器備品の損害額の算定)

- 第14条** 家財及び営業什器備品の損傷等による損害額の算定は、当該家財及び営業什器備品が修理可能でかつ修理費が交換価格相当額を超えない場合は修理費をもとに行うものとする。
- 2 当該家財及び営業什器備品が修理不可能である、又は修理費が交換価格相当額を超える場合にあっては、交換価格相当額をもとに行うものとする。
 - 3 当該家財及び営業什器備品が修理に馴染まない場合にあっては、交換価格をもとに行うものとする。

細則第5 要領第14条（家財及び営業什器備品の損害額の算定）は、次により算定する。

1 修理の場合

専門業者の見積により、損害額を算定する。

ただし、領収書等の金額が、上記の損害額と比較して妥当と認められる場合は、領収書等の金額とする。

2 交換の場合

専門業者の見積を再調達価額と認定し、次式により算定する。

$$\cdot \text{交換価格 (時価)} = \text{再調達価額} \times \text{現在価値率}$$

$$\cdot \text{交換価格相当額} = \text{交換価格 (時価)} + \text{撤去・設置・処分費用等}$$

ただし、領収書等の金額が専門業者の見積と比較して妥当と認められる場合は、領収書等の金額をもって再調達価額と認定する。

3 修理に馴染まない場合（価値減）

専門業者の見積を再調達価額と認定するとともに、損傷等の程度に応じ損害率を認定し、次式により算定する。

$$\cdot \text{交換価格 (時価)} = \text{再調達価額} \times \text{現在価値率}$$

$$\cdot \text{損害額} = \text{交換価格 (時価)} \times \text{損害率}$$

○ 要領第14条 細則第5（家財及び営業什器備品の損害額の算定）関係取扱い

(1) 現在価値率（家財の場合）

家財は下記により、25% (20~30%の中間値) 減価すると認定し、現在価値率=残価率(75%)

とする。ただし、当該家財の使用頻度、使用状況等を鑑み、上記減価基準の25%は0~25%に補正することができる。

(参考) 【保険価額評価の手引き】「家財の残価率について」より引用

家財はその種類が極めて雑多である上に、個々の家財の使用頻度、使用方法の適否、保有数の多寡等による耐久性の相違があるから詳細な基準を設けることはむずかしい問題である。しかししながら、家財全体の包括的な基準として、一般的には、個々の家財の新陳代謝による効用の持続性を考慮した場合、全家財の再調達価額(100%)に対し20~30%をもって減価基準と見ることができよう。

(2) 損害率

損害率は被災の実態に応じて0~100%の間で認定する。

(3) 算定例

算定対象（継続使用が可能で修理に馴染まない脚部が浸水したソファの場合）

ソファ 3人掛け メーカー名、購入時期不明

専門業者の見積金額 (①本体価格68,000円 (再調達価額))

現在価値率 75.0% (家財等の残価率採用)

算定式 ②交換価格 (時価) = ①再調達価額 × 現在価値率

$$=68,000\text{円} \times 75.0\% = 51,000\text{円}$$

$$\text{損害額} = ② \text{交換価格 (時価)} \times \text{損害率 (20\%)} = 51,000\text{円} \times 20\% = 10,200\text{円}$$

(営業用商品等の損害額の算定)

第15条 営業用商品等の損傷等による損害額の算定は、損害等が生じた営業用商品等の減価額により行うものとする。

細則第6 要領第15条（営業用商品等の損害額の算定）は、次により算定する。

1 廃棄した場合

完成品又は仕掛品は、製造原価等を個別に調査し、製造原価等を減価額とする。また、包装資材は、仕入れ価格等を個別に調査し、仕入れ価格等を減価額とする。

2 廃棄しなかった場合

営業用商品等の減価額は、次式により算定する。

$$\cdot \text{営業用商品等の減価額} = \text{製造原価等又は仕入れ価格等} \times \text{損害率}$$

なお、損害率は被災の実態に応じて認定する。

○ 要領第15条 細則第6（営業用商品等の損害額の算定）関係取扱い

損害率は被災の実態に応じて0～100%の間で認定する。

(自動車等の損害額の算定)

第16条 自動車等の損傷等による損害額の算定は、当該自動車等が修理可能でかつ修理費が交換価格相当額を超えない場合は修理費をもとに行うものとする。

2 当該自動車等が修理不可能である、又は修理費が交換価格相当額を超える場合にあっては、交換価格相当額をもとに行うものとする。

細則第7 要領第16条（自動車等の損害額の算定）は、次により算定する。

1 修理の場合

専門業者の見積により、損害額を算定する。

ただし、領収書等の金額が、上記の損害額と比較して妥当と認められる場合は、領収書等の金額とする。

2 交換の場合

オートガイド自動車価格月報（以下「レッドブック」という。）に記載されている同等品の中古車小売価格等を交換価格（時価）と認定し、交換価格相当額は次式により算定する。

$$\cdot \text{交換価格相当額} = \text{交換価格 (時価)} + \text{買換諸費用}$$

なお、レッドブックにより認定し難い場合は、その他中古車市場価格等をもって交換価格（時価）と認定するものとする。

○ 要領第16条 細則第7（自動車等の損害額の算定）関係取扱い

(1) 交換価格（時価）の認定

① 災害発生時のレッドブックに掲載がある場合は、レッドブックに掲載された中古車小売価格

② レッドブックに掲載がない場合は、減価率により中古車小売価格を算定

(2) その他の費用

点検清掃費、代車借上料、牽引料、登録費用及び保険料等は必要に応じて算定する。

(3) 算定例

- ① 算定対象（災害発生時のレッドブックに掲載がないが、直近（1年前まで）には掲載がある場合）

自動車 車種○○○ 初度登録年 平成24年

A 直近の最終掲載価格（中古車） 60万円（掲載年月 令和4年5月）

B 直近の1ヶ年前の掲載価格（中古車） 70万円（掲載年月 令和3年5月）

C 減価率（ $1 - A \div B$ ） 14.3%

D 最終掲載年から事故発生日までの経過年月 1年0ヶ月

E 算出価額（ $A - (A \times C \times D)$ ） $60\text{万円} - 60\text{万円} \times 14.3\% \times 1 = 51.4\text{万円}$

- ② 算定対象（残価率が10%未満の場合）

自動車 車種○○○ 初度登録年 平成19年

A 直近の最終掲載価格（新車） 190万円（掲載年月 平成29年5月）

B 算出価額（ $A \times 10\%$ ） $190\text{万円} \times 10\% = 19.0\text{万円}$

<残価率が10%未満の場合の基本的な考え方>

国産乗用車、軽自動車…平成24年式から掲載なしのため、平成23年以前は10%

貨物自動車…平成25年式から掲載なしのため、平成24年以前は10%

自動二輪車…平成29年式から掲載なしのため、平成28年以前は10%

（治療費等の算定）

第17条 本件災害に起因する傷病により、入院、通院その他の治療を要した場合の損害額の算定は、当該治療に要する費用について、必要かつ相当な範囲の実費をもとに算定するものとする。

細則第8 条 要領第17条（治療費等の算定）は、次により処理する。

治療に要する費用は、傷病が症状固定するまでの間に要する入院費、治療費、治療器具代、薬品代及び通院交通費等を算定する。

（被災後の清掃等の損害額の算定）

第18条 本件災害に起因し、被災家屋等の清掃等に要する費用の算定は、妥当と認められる日数をもとに算定するものとする。

細則第9 条 要領第18条（被災後の清掃等の損害額の算定）は、次により処理する。

被災家屋等の清掃等に要する費用は、損失補償基準による「移転雑費算定要領」の「就業できないことにより通常生ずる損失の補償」に準じ、次式により算定する。

被災後の清掃費等相当額＝日額×清掃等に要したと認められる日数

○ 要領第18条 細則第9（被災後の清掃等の損害額の算定）関係取扱い

清掃等に要したと認められる日数は、被災の状況に応じて妥当と認められる場合に算定する。なお、清掃等に要した水道代及び電気代等は当該費用に含むものとする。

・被災後の清掃費等相当額＝日額 19,408円（損失補償基準記載金額）×日数

(営業休止の損害額の算定)

第19条 本件災害に起因し、通常営業が困難となった場合の損害額の算定は、通常営業が困難となった相当な日数をもとに算定するものとする。

細則第10 要領第19条（営業休止の損害額の算定）は、次により処理する。

営業休止の損害額は、「休業期間中の収益減又は所得減の補償」のほか、「従業員に対する休業手当相当額の補償」など損失補償基準による「営業補償調査算定要領」に準じ、妥当と認められる項目を算定する。

(その他の損害額の算定)

第20条 その他の損害等で第10条から前条までに定める算定方法によって算定することが困難なものとの損害額については、その内容に応じて算定するものとする。

細則第11 要領第20条（その他の損害額の算定）は、次により処理する。

その他の損害額は、本件災害の被害状況により必要に応じて算定する。

○ 要領第20条 細則第11（その他の損害額の算定）関係取扱い

その他の損害額は、浸水被害等個別の具体的状況に応じて、損害保険の算定実務等を参考に適正な損害額を算定する。